

## 第10節 廃棄物・リサイクル対策

これまでの高度成長・消費型社会は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動を続けてきた結果、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷が自然の浄化能力を超えて増大し、自然の物質循環を阻害するとともに、公害や自然破壊をはじめとする環境問題を引き起こしている。

このため、廃棄物の発生量を抑制し循環資源の適正な利用を推進するなど、環境と共生した社会経済システムへと転換することにより、環境への負荷を可能な限り低減し、循環を基調とする社会システムを構築することが不可欠である。

### 1 廃棄物の発生抑制及び循環資源の適正利用の促進

#### (1) 環境と調和した県民のライフスタイルの実現への支援

循環型社会の実現のためには、財やサービスの購入主体である県民、あるいはその集合体である地域、団体等の取組を根本的に見直すことが必要である。また、県民は、物質循環における動脈部分と静脈部分を繋ぐ結節点として、両者に対する影響力を行使する立場にあることから、循環型社会の必要性を認識し、現在の大量生産・大量消費を前提としたライフスタイルを自ら改め、いわゆる3R(reduce、reuse、recycle)に、refuse(不要なものを受け取らない)、repair(修理して長期間使う)を加えた5Rに配慮したライフスタイルに切り替えていく。

また、県民や地域の意識や行動レベルは一様ではないために、様々な機会・段階を通じた情報提供や啓発活動を行うとともに、5R生活を支える受け皿の整備を促進する。

#### (2) 都市と農村・産業間の連携による物質循環の推進

物質循環の促進に当たっては、5Rを基本原則としつつ、都市、農村を問わず、まずその地域内での物質循環をめざすこととする。

その上で、地域内では循環が完結しない場合は、都市と農村が近接し、臨海部に製造業の拠点を有するという本県の特性を生かし、都市と農村、または産業間の連携による物質循環の促進を図る。

#### (3) 循環型産業の育成と施設立地の推進

5Rのうち、特にリユース、リペア、リサイクルの推進に当たっては、産業界の主体的な取組が不可欠であり、サービス業を含むこれらの循環型産業の新規創出を支援するとともに、臨海部の重厚長大産業等の構造転換を促進し、本県の産業構造をより環境効率の高い循環型産業に改革していく。こうした新たな産業は、新たな雇用の創出を図るものでもある。

また、循環型産業が経済的に成立しにくいことから、処理、リサイクル費用の適

正化など健全な物質循環への誘導を図り、経済的側面での持続可能性を確保する。

(4) 事業者の自主的な取組の推進

廃棄物処理法の規定に基づき、多量の排出事業者は、自ら産業廃棄物の減量化等の計画を策定し、県または政令市に報告することとされていることから、これらの事業者への指導を通じて、産業廃棄物の排出量の削減、有効利用の促進を図っていく。

また、環境の保全と創造に関する条例に基づく再生資源利用促進基準遵守の徹底を図り、産業廃棄物の有効利用、再生原材料の利用を促進していく。

(5) 個別品目ごとのリサイクルの推進

ア 容器包装廃棄物

容器包装廃棄物については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく取組が平成9年度より進められているところであり、市町及び住民の理解と協力を求めながら、分別収集品目及び収集量の拡大を図っていく。

また、市町の分別収集と並行して、子供会やPTA等による集団回収、大型量販店等による店頭回収も併せて推進する。

イ 廃家電

廃家電については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が平成13年度から施行されているところであるが、特に本県では、兵庫県電機商業組合が中心となって、販売店に引取義務のない廃家電も、販売店で引き取るという兵庫方式を導入し、県民の利便性に配慮した取組を行っている。

今後とも、県として同方式を継続して支援し、円滑な廃家電のリサイクルを推進するとともに、国に対して処理料金の前払い方式の検討等を要望するほか、不法投棄の防止に努めていく。

ウ 建設廃棄物

建設廃棄物については、従前より「兵庫県建設リサイクル行動計画（平成10年6月）」を策定する等、積極的な取組を進めてきたところであるが、平成12年度に制定された建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）を受けて、「兵庫県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」（平成14年4月）を策定し、平成22年度の特定建設資材の再資源化率を95%～99%と定め、再生資源の有効な利用及び廃棄物の減量等を促進する。

エ 食品廃棄物

飲食店や食品工場等から発生する食品廃棄物について、平成12年に制定された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）に基づき、事業者による発生抑制及び再資源化を図っていく。

また、平成14年3月に策定した「ひょうご食のゼロエミッション推進基本計画」に基づき、総合的フードシステムの確立と複合バイオマスの利用促進を図っていく。

## (6) 広域リサイクル拠点整備の促進

### ア エコタウン事業の推進

健全な物質循環を促進し、循環型社会を構築していくためには、使用済み製品等の資源をリサイクルするための受け皿施設の確保が不可欠である。

このため、県の提唱により、平成12年10月に「広域リサイクル拠点整備協議会」を設置し、民間企業の参加のもと検討を進め、臨海部の遊休地や既存インフラと民間活力を積極的に活用した広域的なリサイクル拠点の整備を進めることとしている。特に新規性・先導性に優れた事業については、経済産業省及び環境省が推進するエコタウン事業の枠組みによる中核事業として財政的な支援を行っていく。

また、これ以外の事業についても、国等の支援制度を活用し、健全な物質循環に向けた取組がなされるよう積極的な支援策を講じていく。

### イ 港湾を活用した静脈物流拠点の整備

広域リサイクル拠点における円滑なリサイクル事業の推進を図るためには、効率的な静脈物流網の構築が欠かせない。そこで、港湾におけるリサイクル施設の立地とネットワーク化による総合的な静脈物流拠点をめざす「リサイクルポート」（総合静脈物流拠点港）として指定（第1次）を受けている神戸港をはじめ、港湾を活用した静脈物流拠点の整備を進めていく。

## 2 廃棄物の適正な処理の推進

廃棄物の不適正処理に起因する大気汚染、水質汚濁等の公害の防止を図るため、環境への配慮を十分に行いながら、廃棄物の収集から最終処分に至る処理機能の整備拡充を図る必要がある。また、必要に応じて、広域のかつ公共関与による適正処理を推進していく。

なお、本計画において公害防止施策として掲げられている一般廃棄物処理施設整備計画は表2-10-1のとおりである。

表 2 - 1 0 - 1 一般廃棄物処理施設整備計画

区分	事業主体	計画年度	処理能力等	対象となる対策
ごみ処理施設	姫路市	平成17年度 ～20年度	600t/日	NOx対策、光化学オキシダ ント対策
	尼崎市	平成12年度 ～16年度	480t/日	NOx対策、光化学オキシダ ント対策
	川西市	平成13年度 ～14年度	75t/日	NOx対策、光化学オキシダ ント対策
	加古川市	平成11年度 ～14年度	432t/日	NOx対策、光化学オキシダ ント対策
	猪名川上流広 域ごみ処理施 設組合	平成16年度 ～18年度	285t/日	NOx対策、光化学オキシダ ント対策
粗大ごみ 処理施設	猪名川上流広 域ごみ処理施 設組合	平成16年度 ～18年度	70t/日	NOx対策、光化学オキシダ ント対策
一般廃棄 物最終処 分場	姫路市	平成15年度 ～17年度	180,000m <sup>3</sup>	NOx対策、光化学オキシダ ント対策、播磨灘COD対策
	明石市	平成16年度 ～18年度	400,000m <sup>3</sup>	NOx対策、光化学オキシダ ント対策
その他の ごみ処理 施設（再 生利用施 設等）	神戸市	平成14年度 ～15年度	90t/日	NOx対策、光化学オキシダ ント対策
	姫路市	平成17年度 ～20年度	100t/5h	NOx対策、光化学オキシダ ント対策
	西宮市	平成18年度 ～20年度	21t/日	NOx対策、光化学オキシダ ント対策
	宝塚市	平成17年度 ～18年度	————— (余熱利用設備)	NOx対策、光化学オキシダ ント対策

(注) 1 平成14年7月現在  
2 兵庫県県民生活部調べ